

## **感染症対策に関する指針**

(株)セージコミュニケーションズ

## 1. 基本的な考え方

当施設は、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染症発生時には迅速且つ適切に対応し、蔓延しないための必要な措置を講ずるための体制整備を目的に、感染症・食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を定めることとする。

### 1. 感染症・食中毒予防及び蔓延防止に係る委員会の設置

- (1) 当施設は、感染症・食中毒の予防及び蔓延防止を目的に「感染対策委員会」を設置するとともに、感染対策を適切に実施するための担当者を定める。
- (2) 委員会の委員長は代表取締役社長が務める。
- (3) 委員会の委員は、荒川事業所管理者、墨田事業所管理者、看護師とする。
- (4) 委員会は年2回以上開催する。
- (5) 委員会の検討事項は次のとおりとする。
  - ア 感染対策委員会に関すること
  - イ 感染防止のための指針の整備に関すること
  - ウ 感染防止のための職員研修、訓練の内容に関すること
  - エ 感染防止マニュアルの作成に関すること

### 2. 平時の対策

「感染対策マニュアル」に沿って、感染症の予防、蔓延防止に努める。

### 3. 発生時の対応

「感染対策マニュアル」に沿って、感染症の蔓延防止に努める。

### 4. 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう備え付ける。

## 附則

この指針は6年4月1日より施行する。